

専門医制度をめぐる動向について

平成30年 6月

(25日)一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)から都道府県に対し、「総合診療領域における理事会決定に基づく一次審査基準及び医療資源の乏しい地域について(お知らせ・お願い)」文書発出(資料5)

- ・「総合診療専門研修プログラム」の一次審査基準を変更
- ・都道府県及び地域医療対策協議会における、「医療資源の乏しい地域」についての意見を依頼

7月

(13日)東京都から、回答(資料6)

- ・人口10万対医師数の全国平均を大幅に下回る地域であり、かつ専門医認定支援事業において「医師不足地域」と認定されている地域

8月

(3日)機構から、理事会において、東京都の基幹施設が採用する専攻医の数を、今年度の採用実績から5%減らす方向で調整するよう求める方針を決定した旨発表

(9日)東京都から機構に対し、「平成31年度の専攻医採用者数について(照会)」文書送付(資料7)

- ・専門医の質の向上という本来の制度の目的に鑑み、症例が豊富で研修の体制も整った都市部の基幹施設の専攻医数を削減することの必要性とその影響について
- ・平成31年度の専攻医の採用数を今年度の採用実績から5%減とする数値の根拠について
- ・改正医師法における機構による専攻医定員削減の根拠について

(20日)機構から、回答(資料8)

- ・「今後の医師養成の在り方と地域医療に関する検討会」等の指摘も踏まえ、一定の調整は必要
- ・厚生労働省の三師調査の結果等による
- ・法に基づくものではない。今後国の「専門医部会」において検討されるもの

(27日)機構から、「来年度の専攻医採用数のシーリングについて」の記者会見発表(資料9)

- ・5都府県のシーリングは継続
- ・東京への偏在を助長する恐れから、他県等へのローテート状況調査も踏まえ、調整
- ・今年度の東京の専攻医採用数から5%を目途に調整
- ・東京のみ、東京と神奈川のみで完結しているプログラムを優先的に削減依頼
- ・外科、産婦人科、病理、臨床検査については、引き続きシーリングの対象外